

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

2015.1.21改訂

分類	病名	出席停止の基準	
第1種	(注)	治癒するまで。	
第2種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては、3日)を経過するまで。	
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。	
	麻疹(はしか)	解熱したあと3日を経過するまで。ただし、病状により感染力が強いと認められたときは、更に長期に及ぶ場合もある。	
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。	
	風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで。	
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで。	
	咽頭結膜熱(プール熱)	症状がなくなったあと2日を経過するまで。	
第3種	結核	医師の診断により伝染のおそれがないと認められるまで。	
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで。	
	コレラ	症状により、学校医、その他の医師において伝染のおそれがないと認められるまで。	
	細菌性赤痢	症状により、学校医、その他の医師において伝染のおそれがないと認められるまで。	
	腸管出血性大腸菌感染症 (O-157など)	有症状者は医師により伝染のおそれがないと認められるまで。 無症状病原体保有者は出席停止不要。手洗い励行。	
	腸チフス、パラチフス	症状により、学校医、その他の医師において伝染のおそれがないと認められるまで。	
	流行性角結膜炎	医師の診断により伝染のおそれがないと認められるまで。	
	急性出血性結膜炎	医師の診断により伝染のおそれがないと認められるまで。	
	その 他 の 感 染 症	感染性胃腸炎 (ノロウイルス感染症など)	下痢・嘔吐症状が軽快し全身状態が改善されれば登校可能。
		マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止。全身状態がよくなれば登校可能。
		溶連菌感染症	抗生剤治療開始後24時間を経て全身状態がよければ登校可能。
		伝染性紅斑(リンゴ病)	発疹のみで全身状態がよければ登校可能。
		手足口病	発熱や咽頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止。 治癒期は全身状態が改善されれば登校可能。
		ヘルパンギーナ	発熱や咽頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止。 治癒期は全身状態が改善されれば登校可能。
		ウイルス性肝炎	A型：肝機能正常化後登校可能      B型・C型：出席停止不要
		伝染性膿痂疹(とびひ)	出席可能(プール・入浴は避ける)
伝染性軟属腫(水いぼ)		出席可能(多発発疹者はプールでのビート板の共用を避ける)	
アタマジラミ		出席可能(タオル、櫛、ブラシの共用を避ける)	

(注) エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。 )及び特定鳥インフルエンザ(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。上表及び第十九条第二号イにおいて同じ。)

※ 学校保健安全法施行規則及び文部科学省発行「学校において予防すべき感染症の解説」より参照